

ID: 423

担当部署: 日置支所

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	長門市公設自動車置場条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第64号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し等) 第4条 市長は、前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用の許可条件に違反したとき。 (3) 市長の指示に従わないとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 12 月 25 日	最終変更年月日	年 月 日